

鳥取県告示第447号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町山志谷字峠317の4、志谷字峠501の25、501の26
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため